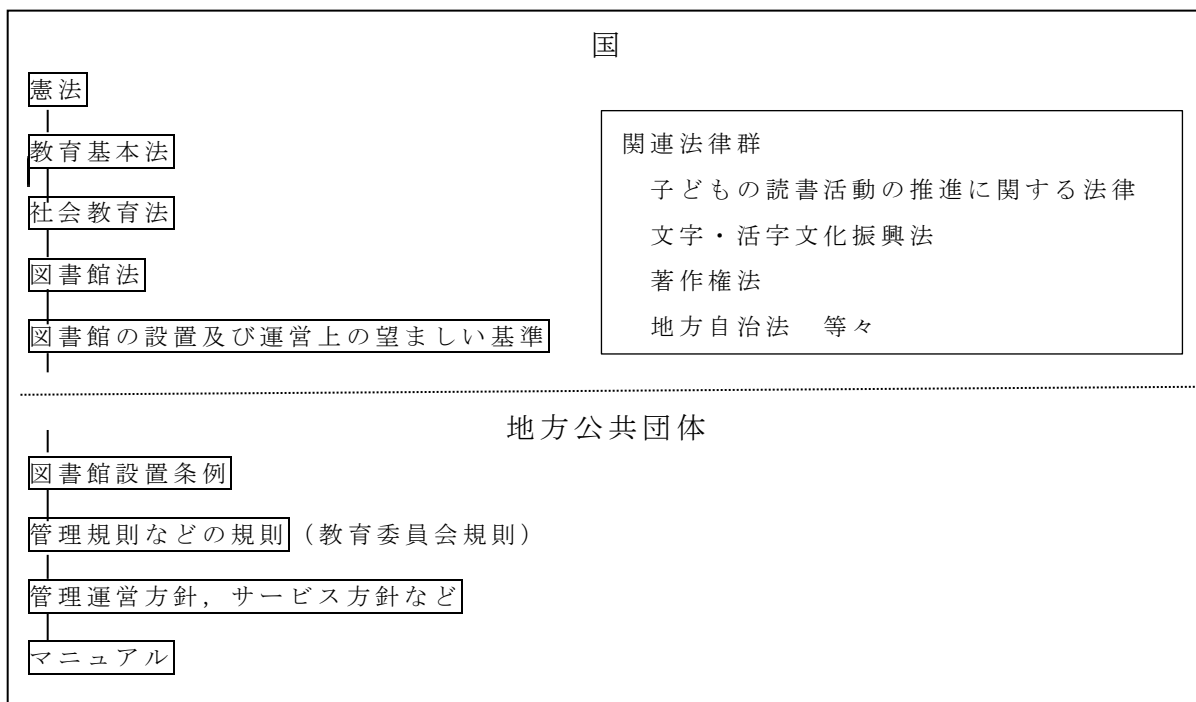


資料収集入門

令和 2 年 11 月 25 日(水)

広島県立図書館資料課 松井厚子

1 図書館の定義



(【参考文献 1】 p. 66)

図書館法

昭和二十五年四月三十日法律第百十八号
最終改正：令和元年六月七日法律第二十六号

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 (略)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

公立図書館は誰のために何をすところか。蔵書は誰のためにあるのか。
ランガナタンの「図書館学の五法則」から
第一法則 図書は利用するためのものである

2 蔵書構成

(1) 魅力ある蔵書

「人々の知的好奇心を刺激し、どれもこれも読みたくならせるような本の集まりである。そういう本が並んだ棚は生きいきしている。そこでは、図書館の最も重要な働きの一つである人と本との出会いがおこり、人が本を発見する。」

(【参考文献 9】 p. 93-94)

(2) 利用者のニーズ

公立図書館の任務と目標

1989年1月確定公表 2004年3月改訂
日本図書館協会図書館政策特別委員会

第2章 市(区)町村立図書館

3 図書館資料

36 図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料などは、人類の知識や想像力の成果を集積したものであり、人びとの生活に欠くことのできない情報伝達的手段である。図書館は、すべての住民の多様な資料要求に応えるため、これらの資料を幅広く、豊富に備える。
(略)

37 資料構成は、有機的なつながりをもち、住民のニーズと地域社会の状況を反映したものでなければならない。とくに地域館では、児童用資料を豊富に備える必要がある。

(3) 蔵書構成とは

「一定の目標をもって、蔵書を計画的につくりあげていく活動」で、「蔵書に資料を加えたり蔵書から資料を取り除いたりする動的な仕事」である。

(【参考文献 2】 p. 163)

「図書館蔵書が図書館のサービス目的を実現する構造となるように、資料を選択、収集して、計画的組織的に蔵書を形成、維持、発展させていく意図的なプロセス」

(『図書館情報学用語辞典』日本図書館情報学会用語辞典編集委員会／編，第4版，丸善出版，2013 p. 137)

例：広島県立図書館資料収集方針（資料4）

「専門性の高い図書や郷土資料等を中心に調査研究に役立つ蔵書構成を目指す。」

3 収集方針

(1) 収集方針・選択基準とは

ア 収集方針

「(略)どのような蔵書(資料群)を構成するかの基本的な考え方を集約したものであり、日常の資料選択・収集業務に対する指針となるとともに、住民の図書館資料への期待の拠りどころとなるものである。」

(塩見昇「収集方針の成文化・公開の意義と図書館の自由」【参考文献8】 p.21)

「(略)備える資料の選択・収集にあたる職員のあいだで、資料収集についての基本的な考え方が、なんらかの形で共有されていることが、恣意的な選書を防ぎ、担当者の交替があっても蔵書構成の一貫性、継続性を維持するために欠かせない。(略)」(同上)

イ 選択基準

「個々の資料を図書館の蔵書として収集すべきかどうかを判断する際に用いる細かい実務的な基準」

(【参考文献2】 p.167)

(2) 成文化と公開

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成24年12月19日 文部科学省告示第172号

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

公立図書館の任務と目標

1989年1月確定公表 2004年3月改訂

日本図書館協会図書館政策特別委員会

38 資料は、図書館の責任において選択され、収集される。

図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、その拠りどころとなる収集方針及び選択基準を作成する。これらは、資料収集の面から図書館サービスのあり方を規定するものであり、教育委員会の承認を得ておくことが望ましい。

収集方針及び選択基準は、図書館のあり方について住民の理解を求め、資料構成への住民の参加と協力を得るために公開される。

収集方針のタイプ

「こういう資料は〇〇なので収集しない」（抑制型）

「多様な資料を可能な限り幅広く収集する」（拡張型）

(3) 盛り込むべき内容

塩見昇氏の提唱

- ① その図書館の奉仕対象とサービス活動が基本的にめざすところ
- ② 図書館資料と知的自由との関連
- ③ 収集・選択の機構と決定にあたる責任の所在
- ④ 収集する資料の範囲
- ⑤ 利用者からの要求（リクエスト）と蔵書に対する批判への対処の方法
- ⑥ 蔵書からの除去，廃棄についての基本的な考え方

（塩見昇「収集方針の成文化・公開の意義と図書館の自由」【参考文献 8】p. 24-25）

(4) 図書館の自由に関する宣言

図書館の自由に関する宣言

1954年採択 1979年改訂

日本図書館協会

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

- 1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
- 2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入れにあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

(5) 改訂

社会状況の変化や住民要求の変化に対応したサービスが行われるように、収集方針も見直し、改訂をしていくことも必要である。

(6) 実例

- ア 藤沢市総合市民図書館の収集方針，茨木市立図書館の収集方針（資料1）
- イ 広島県立図書館
 - 広島県立図書館運営方針（資料2）
 - 広島県立図書館収書方針（資料3）
 - 広島県立図書館資料収集方針（資料4）
 - 広島県立図書館資料選択基準（資料5）
 - 広島県立図書館資料除籍要領（資料6）
 - 広島県立図書館資料除籍基準（資料7）

4 選書の実際

(1) 選書の方法

収集方針及び選択基準に基づいた選書

ア 直接選択（見計らいなど）

- ・ 目次，まえがき，あとがき，解説，本文の一部，参考文献の有無など
- ・ 装丁，活字，挿絵，写真，図版，本の持つ雰囲気など

長所：現物があるので，納入にかかる時間が短縮できる。

短所：網羅性がない。

イ 間接選択（出版物リスト，カタログ，書評等の選書ツールを使用）

長所：網羅的なリスト（新刊全点案内など）やテーマ別のブックリスト等を使えば，足りない部分の補充が可能。

短所：現物がないので，本の内容や雰囲気がつかみにくい。納品までに時間を要する。

直接選択と間接選択は，両方を組み合わせて行うことが望ましい。

(2) 選択者の条件

- ① 本を知っていること。
- ② 利用者の気持ちを知っていること。
- ③ 図書館の使命を自覚していること。

【参考文献9】 p. 75-78)

(3) 選書のための組織

ある程度の規模の図書館であれば，選書のための館内組織を設け，職員の合議の上，館長が最終決定をすることが望ましい。

規模の小さい図書館では，個人で選書せざるを得ないが，起案等によって，館長による意思決定をしておくのが望ましい。

- (4) 相互貸借，県立図書館へのリクエスト
自館の蔵書の充実を考えるのが第一だが，利用が見込めない本は，他館から借りることで対処することもできる。
広島県立図書館でも市町立図書館からのリクエストを受け付けている。
- (5) 広島県立図書館での選書の実際
部門担当表（資料 8）
本館資料費（需用費）部門別配分額（資料 9）
本館用資料選定票（資料 10）

5 蔵書の更新と評価

(1) 蔵書更新の意義

「蔵書を積極的に更新することによって，次のような効果が生まれる。

- (1) 古ぼけた資料が減って新鮮な資料が充実するので，魅力的な蔵書構成が実現し利用が増える。
- (2) 内容の古くなった資料が除かれることによって，蔵書全体に対する利用者からの信頼感が増す。
- (3) 不要な資料を書架に維持していくための，余分な労力や経費が節約できる。」

（【参考文献 2】 p. 180）

収集するときも，除架するときも，蔵書の状態を評価しながら行う必要がある。

蔵書形成のサイクル：

選択・収集→蔵書評価→除架・除籍→蔵書評価→選択・収集

(2) 蔵書評価

広島県立図書館では

- ・ 図書館資料選定委員会議の開催（年 1 回），選定委員による助言（通年）
- ・ 利用者アンケートの実施（不定期）
- ・ 各種統計の作成・分析 など

6 図書館資料から図書館情報資源へ

公立図書館の任務と目標

1989 年 1 月確定公表 2004 年 3 月改訂
日本図書館協会図書館政策特別委員会

36 （略）図書館は，住民が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。

図書館資料 + ネットワーク情報資源

インターネットを介して提供される

- ・ レファレンス事例検索
- ・ 新聞・雑誌記事データベース
- ・ デジタルアーカイブ
- ・ 電子ジャーナル, 電子書籍 など

7 おわりに

ユネスコ公共図書館宣言 1994年 (冒頭)

1994年11月採択 原文は英語

社会と個人の自由，繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは，十分に情報を得ている市民が，その民主的権利を行使し，社会において積極的な役割を果たす能力によって，はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは，十分な教育が受けられ，知識，思想，文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は，個人および社会集団の生涯学習，独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は，公共図書館が教育，文化，情報の活力であり，男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である，というユネスコの信念を表明するものである。

したがって，ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し，かつ積極的に関与することを奨励する。

参考文献

- 1 『図書館概論』大串夏身，常世田良／編，第3版，学文社，2020
- 2 『図書館情報資源概論』馬場俊明／編著，新訂版，日本図書館協会，2018
- 3 『図書館ハンドブック』日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会／編，第6版補訂2版，日本図書館協会，2016
- 4 『公立図書館の任務と目標解説』日本図書館協会図書館政策特別委員会／編，改訂版増補，日本図書館協会，2009
- 5 『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』日本図書館協会図書館の自由委員会／編，第2版，日本図書館協会，2004
- 6 『蔵書構成と図書選択』新版，河井弘志／編，日本図書館協会，1992
- 7 『本をどう選ぶか：公立図書館の蔵書構成』伊藤昭治，山本昭和／編著，日本図書館研究会，1992
- 8 『収集方針と図書館の自由』日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会／編，日本図書館協会，1989
- 9 『われらの図書館』前川恒雄／著，筑摩書房，1987

8 事前アンケート及び聞き取りについて

(1) 視聴覚資料，漫画本について，「評価の定まったもの」の定義とは？ 一定期間を経過したものなのかどうか。

ア 視聴覚資料

視聴覚資料の評価について，具体的に書かれたテキストは見つからなかったが，図書に対する考え方を流用するのも一つの方法ではないか。

平成 30 年に広島県立図書館で検討した選書の観点について，参考までに一般書と児童図書（一部）の内容を紹介する。

一般書

- 「ア その分野で定評がある出版社が発行した講座やシリーズものなど
- イ 主要な新聞の書評等で取り上げられたものや出版賞等を受賞したもの
- ウ 著者がその分野の専門家であり，出版社がその分野で定評のあるもの
- エ 索引，参考文献，年表などがあるもの
- オ 版を重ねたもの
- カ 他の都道府県立図書館や大学図書館で多く所蔵されているもの」

児童図書（一部）

- 「・ 著者，编者，監修者がどういう人か
- ・ 誰を読者対象として作られた本か
- ・ テーマや内容から著者の意図，主張がきちんと伝わるか，テーマや内容が子供の発達段階に適しているか，書かれている内容が正確か」

イ 漫画本

広島県立図書館資料選択基準（資料 5）

2 (4)イ 子ども向きの図書

(エ) 漫画は，全国学校図書館協議会図書選定基準（平成 20 年 4 月 1 日改定）Ⅱの 20（まんが）を参考にしながら，厳選して収集する。

（参考）全国学校図書館協議会図書選定基準

<https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-34.html>

(2) 在住の外国人の方向けの多文化圏資料の収集について。

ア 外国語資料を集める際に着手すること

「まずサービスの方針を立てる必要があります。そのためには，他の図書館での実践報告を読んだり，経験者の話を聞いたりしてみましよう。（略）次に，地域に住んでいる外国人の国籍別の数の把握をし，どのような図書館サービスへの要求があるのか把握する必要があります。」

イ 収集する資料

「日本でこのこれまでの多文化サービスの例からは，以下のような資料が求められているといえます。

- ・ 在住外国人が日本語や日本の文化を学ぶための資料（日本語初心者向けや外国語併記の資料）
- ・ 地域の生活情報（該当の言語か簡単な日本語で書かれた資料）

- ・仕事や生活上必要な知識・医療情報（例えば異国で暮らす新婚夫婦にとっての出産の知識や，単身者でも医学・医療情報などは母語で書かれたものが求められます）
- ・出身国に関する文化的・歴史的な情報や出身国の最新情勢
- ・子どもが母語を保持し，あるいは帰国した時に備えるための児童書や出身国の学校教科書
- ・母語で書かれた小説。娯楽小説も，単なる娯楽目的ということだけではありません。異国で「外国語」を使って暮らす人にとって母語で書かれたものを読むことは，癒しやリラククス効果をもつものであり，人としての生活上必要不可欠な要素です。」

（ア，イの参考文献『多文化サービス入門』日本図書館協会多文化サービス研究委員会／編，日本図書館協会，2004，p. 37, 46-47）

ウ 広島県立図書館の事例

(ア) 広島県立図書館資料選択基準（資料5）

2(3)チ 外国語資料は，主題を問わず，基本的なものを選択して収集する。特に，外国人が日本を理解するためのもの，日本に在住する外国人がその母国の歴史・文化等について学習するために役立つものに重点を置く。広島県における外国人の居住状況や広島県の施策との兼ね合いで，主として，英語，中国語，朝鮮語の資料を収集する。

(イ) 広島県立図書館の外国語の購入新聞

「人民日報 海外版」，「東亜日報」，「Japan Times」，「International New York Times」

(3) 購入先（取引可能）が限られているので，それ以外の書店にあっても購入できない。

ア 広島県立図書館の事例

郷土資料や古書，外国語資料などは，通常取引を行っている書店以外から購入する必要がある。

支払いが可能かどうかを個別に問い合わせ，可能であれば注文する。

(4) 小説は人気のある作家，継続しているシリーズものを選書しがちとなり，資料に偏りが出てしまうが，知られていない作家の本はなかなか貸出にならない。

ア 資料に偏りが出る

(ア) 市町図書館の資料の選択基準について

「貸出しを中心とする市町村の公共図書館では（略）人気作家のベストセラーはいち早く収集され，手軽な文庫本やノベルスなどが蔵書の中心となる。」

【参考文献6 p. 156】

(イ) レジューメ p. 6 4(4) 相互貸借，県立図書館へのリクエスト

イ 知られていない作家の本の貸出し

広島県立図書館では，毎週水曜日に「職員からのお薦め本」として，紹介文

とともに入り口近くに展示し、ホームページ等にも掲載している。

また、書架に配架する際、面出しをするなど、利用者の目にとまるように工夫する。

(5) 自分の不得意分野の選書をどのようにしたらよいか。

ア レジユメ p. 5 4 (2) 選択者の条件

イ 主題の知識

「図書のもつ価値あるいは重要性は、その分野の主題知識がないと判断できない。(略)例えば公共図書館では、ある程度のひろがりの主題分野について、古典的著作を読み、また新刊書を重点的に読んで、その主題分野の研究がどの方向に進んでいるかを理解する (略)」

(【参考文献6 p. 255】)

ウ 広島県立図書館の部門担当について (資料8)

今年度は、採用されて3年以内の職員が部門の副担当に入っており、主担当の選書を見ることで、実務を通じて選書業務を覚える体制にしている。

エ 広島県立図書館の選書の観点

レジユメ p. 8 ア

オ 藤沢市の事例

「職員は、毎朝開館時の三〇分間、自分の収集分野の書架の配架・せいとんが義務づけられています。また、時間に余裕があれば、フロアワークに出ることが奨励されています。蔵書を知り、どの本が動き、また動かないかを見定めることは、収集の重要なポイントのひとつです。」

(内藤彰「藤沢市における実践例について」【参考文献8】 p. 160-161)